



【911】

教育内容の変更に係る学校の裁量と保護者の期待との関係

最高裁判所第一小法廷平成21年12月10日判決

(平成20年(受)第284号教育債務履行等請求事件、民集63巻10号2463頁)

第一審：東京地方裁判所平成18年9月26日判決、平成17年(ワ)第4299号、判時1952号105頁

原 審：東京高等裁判所平成19年10月31日判決、平成18年(サ)第5308号、判時2009号90頁

未成年の子が学校教育により能力についても人格についても大きな影響を受けることは、周知の事実である。また、現在では、一旦入学した後、他の学校に移籍することには様々な困難がつきまとうため、どの学校に子を入学させるべきかの選択は、子を養育する保護者にとって、かなり重要な意味を持っている。本稿では、学校が入学前の説明会等で標榜していた道德教育の内容が、校長の解任に伴い実質的に変更されたことに対して、保護者が在学契約違反ないしは学校選択の自由に対する侵害であるとして提訴した事案を取り上げ、教育内容についての学校の裁量と保護者の期待との関係について考えてみる。

《事 実》

原告Xらは、被告Yの設置管理するA中学校ないしB高校に在籍していた生徒の保護者である。Yは、昭和19年に設立された学校法人であり、昭和53年にB高校を、昭和62年にA中学校をそれぞれ設置し、本件訴訟が提起された当時においては、県下有数の進学校であった。

A中学校及びB高校では、平成16年まで校長であったCの主導の下で、「心の教育」「情操教育」を標榜し、「論語に依拠した道德教育」として、以下のような道德授業を実施していた。すなわち、中学1年生全員について年間28回、高校1年生のうち高校から入学した生徒について年間14回、道德の時間帯において、C校長が約35分間、論語に依拠した道德講話を行い、各生徒は、その講話内容を一言一句漏らさずにノートに記載し、書き漏らした部分を生徒同士で確認した上、講話内容を清書するとともに、ノート1頁分の感想文を書いて、講話実施日から数日以内にこれらを提出し、校長、副校長、学年部長又は担任教師のいずれかがこの感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返却するというものであった。そして、これらの授業がすべて終了した後に、生徒は、授業を受けた感想、これからの決意、将来の夢等について、「13歳の決心」、「16歳の決心」との表題で4000字程度の作文を書き、各1冊の本に編集されていた。また、このほか、同じくC

の主導の下で、「心の教育が学力を向上させる」との考え方にに基づき、課外活動、合宿等の行事の実施においても、例えば海外の高級ホテルに生徒を宿泊させる等、相応の費用をかけて生徒に礼儀作法等を含む道德指導を行うことが、保護者に対する入学前の説明会等で積極的に説明されていた。

Y学校法人では、平成13年頃以降、当時の事務局長が理事会の承認を経ないで行った有価証券取引による約15億円の損失が理事会で問題とされるようになり、理事であったC校長は、この問題を激しく追及していた。これに対しYは、平成14年頃、C校長を含む校長の定年制導入を決定し、C校長の教育方針を支持する保護者らが、C校長に対する定年措置の白紙撤回を求める署名を理事長に提出するなどし、C校長自身も、A中学校及びB高校をYから独立させる等の発言をした。他方、平成16年にY理事会は公認会計士による特別調査を実施し、その過程でC校長による金銭的不祥事が判明したとして、C校長を解任した。C校長を支持する保護者らは、この解任処分への撤回を求める嘆願状をYや県に対して提出するなどし、C校長自身も地位保全を求める仮処分を申請したが、後にC校長自身がYと和解したため、C校長が復職することはなかった。

A中学校及びB高校においては、C校長退任後、C前校長が主導していた道德授業や合宿行事等について、例えば、論語に依拠せずに「環境」「平和」等の一般的な道德講話を聞かせたり、講話内容を逐一書き取らせたり作文を本として出版することを取

り止めたり、合宿の宿泊先も国内の合宿所に変更するなどして、C前校長が実施していた教育内容を、少なくともそのまま継続することはしなかったが、この教育内容の変更により、A中学校ないしB高校の進学実績等が目立って低下することもなかった。

また、Yは、C前校長の解任の経緯や上記授業等の変更について、保護者を対象とする説明会を実施したが、参集した保護者からは、本件に関する事実関係のみならず、説明会の運営自体を含めて批判や非難が続出し、保護者からの了承ないし保護者との合意が得られたとは到底言えない状況であった。

本件は、以上の経緯の下で、保護者XらがY学校法人に対し、上記道徳教育の変更は、XらとYとの間の在学契約違反ないしXらの学校選択の自由を侵害した不法行為であると主張して、損害賠償の支払を求めたものである。

第一審は、次のように判示して、Xらの請求を全て棄却した。

① 学校教育に関する在学契約の当事者は、生徒自身であって保護者ではないため、在学契約上の義務違反を理由としたXらの請求は、Xらが在学契約の当事者でない以上、成立する余地がない。

② C校長の主導していた道徳教育が極めて特色のあるものであったことに照らすと、教育内容の変更によりXらが精神的苦痛を受けたことは容易に推測できるほか、説明会におけるYによる説明が十分でなかったことが窺われ、Yの姿勢にも問題がなかったと言うことはできないが、教育の具体的な内容及び方法については、学校法人であるY及びその教師に広範囲にゆだねられているものと解すべきであり、生徒の募集に当たり、学校案内等の書面、学校説明会等で教育の具体的な内容及び方法について説明し、宣伝したとしても、そのとおりの教育をしなかった場合に直ちに、生徒の保護者の学校選択の自由を侵害するものとして違法性を帯びるものということはできない。

これに対して原審は、次のように判示し、Xらの慰謝料請求を一部認容した。

① 在学契約の当事者は、第一審の判示するとおり生徒であって保護者ではないため、Xらの契約違反に基づく請求は成立しない。

② Xらが、学校選択の際に考慮した事項が事後的に変更された場合には、学校選択の自由は実質的に無意味なものとなるから、Yによる入学後の変更には正当な理由がある場合を除き、Xらの学校選択の自由を違法に侵害するものとして、不法行為責任が成立するものというべきである。本件において、(a) Yは、Xらから支持及び期待の高かった道徳教育等を、年度途中で急に変更したこと、(b) C校長の解任

についても、年度途中の解任という異常事態であったにもかかわらず、保護者に対する説明が不十分であり、保護者や生徒の不安を解消し、混乱を納めようとする配慮に欠けていたこと、(c) 後任の校長らが、C前校長の推進してきた教育方針を公然と批判しその効果を否定する発言をしたことにより、保護者らの不安や反発を招いたことが認められる。

③ 以上のことからすると、Yの一連の行動は、Yの説明を信じてYに子どもを入学させることを選択した保護者からの信頼を裏切り、学校選択の自由を不当に侵害するものであり、教育内容の変更を含む一連の事態に基づいてXらが被った精神的苦痛に対し、慰謝料の支払を命ずることが相当である。

この原審に対して、Xが上告受理申立をしたのが本件である。

《判旨》

原判決破棄、控訴棄却

1 「親の学校選択の自由については、その性質上、特定の学校の選択を強要されたり、これを妨害されたりするなど、学校を選択する際にその侵害が問題となり得るものであって、親が子を入学させる学校を選択する際に考慮した当該学校の教育内容や指導方法……が子の入学後に変更されたとしても、学校が教育内容等の変更を予定しながら、生徒募集の際にそのことを秘して従来どおりの教育を行う旨説明、宣伝したなどの特段の事情がない限り、親の学校選択の自由が侵害されたものということはできない。本件において、上記特段の事情についての主張立証はなく、Yが、生徒募集の際に説明、宣伝した教育内容等をXらの子の入学後に変更し、その結果学内に混乱が生じたからといって、Xらの学校選択の自由が侵害されたものとは認められない。」

2 教育内容に対する保護者の期待は、法的保護の対象となり得ないものではないが、個々の保護者の個々の期待が完全に保護されるべきものでもなく、また、教育内容の変更については、その性質上、学校設置者や教師に裁量が認められるべきものである。「したがって、学校による生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容等の一部が変更され、これが実施されなくなったことが、親の期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するのは、当該学校において生徒が受ける教育全体の中での当該教育内容等の位置付け、当該変更の程度、当該変更の必要性、合理性等の事情に照らし、当該変更が、学校設置者や教師に上記のような裁量が認められることを考慮してもなお、社会通念上是認することができないものと認められる場合に限られるとい

うべきである。」そして、本件の事情の下では、「Yが、……生徒募集の際、本件道徳授業等の内容を具体的に説明し、そこで行われていた論語に依拠した道徳教育の教育的効果を強調し、積極的にこれを宣伝していたという事情を考慮しても、Yが同教育を廃止したことは、社会通念上是認することができないものであるとまではいえず、……Xらの期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するとは認められない。」

3 「私立中学校又は私立高等学校……とその生徒との間の在学関係は、在学契約に基づくものであるところ、前記に認定、判断したところからすれば、本件における教育内容等の変更が在学契約上の債務の不履行に当たるものとまではすることは困難である。したがって、Xらが在学契約の当事者であるとするXらの主張を前提としても、Xらの債務不履行に基づく損害賠償請求は、理由がない。」

《研究》

1 本判決は、学校教育における学校の裁量、特に教育内容の変更に係る学校の裁量と、学校の教育内容及びその変更に係る保護者の期待との関係について論じた、初めての最高裁判決である¹⁾。

学校教育における教育内容が、特に私立学校の場合、学校の主導により決定されることは周知のとおりであるが、保護者の取得することの可能な学校に関する情報の多くは学校により直接間接にもたらされ、かつ、学校側においても、保護者がかかる情報を基に子の入学先を選択していることは容易に予測できる筈であるから、教育内容の変更に係る学校の裁量が常に保護者の期待に優越すると考えることは妥当でなく、両者の関係について論ずる必要は、理論上も実務上もあるというべきである。

2 従来の裁判例において、学校の教育内容に不備があることを理由に、生徒側からの損害賠償請求が認められた事例としては、学校の設立目的や主要な教育内容との関係で学校側が当然備えるべき設備に著しい不足があった場合や（大阪地判平成15年5月9日判時1828号68頁）、教育に従事する教員が必要な教員免許を取得していなかった場合（秋田地判平成9年12月19日判時1656号134頁）がある。他方、具体的に実施される教育内容については、特に大学の場合、学校側の裁量が広く認められる傾向にある（浦和地判平成2年6月29日判時1371号125頁、東京地判平成22年9月30日平成21年(ワ)37336号 WESTLAW JAPAN）。

要するに、学校側としては、一般的な設備と資格を有する教職員を擁し、学習指導要領等の一般的な教育内容を法令上必要とされる時間実施していれば、

具体的な教育内容についてはかなり広範囲な裁量が認められるわけであり、教育内容やその変更に対して保護者側からの損害賠償請求が認められる場合は、理論上はともかく、実務上は例外に属すると考えて差し支えないが、この一般論は、全ての事案に同様に適用されるわけではない。

すなわち、具体的な事案における個別の判断基準は、学校の種別（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専門学校、大学、大学院等）により保護者側による多方面からの情報収集の可能性や、児童・生徒・学生自身による判断が合理的に行われることが期待できる程度によって、かなり異なることが予測される。また、国公立の別によっても、支払われる対価の額のみならず、各学校の設立目的や基本的な教育理念として標榜されているものが異なる以上、保護者からの期待には、質的にも量的にも差異があると考えて差し支えない。

また、一般的な授業料以外に特別の対価が支払われている場合、学校側の裁量が無制限にあると考えることは妥当でない。これは、特別の対価を支払った教育内容を、当該学校に入学するに際して学校側と生徒ないし保護者側との間の在学契約の一部と構成した場合でも、一般的な在学契約のほか、特別な教育内容に関する個別の契約が締結された場合でも、同様に言えることである。

さらに、学校が実施すると期待されていた教育内容が全く行われなかった場合と、一部実施された後中止ないし変更となった場合とで、生徒や保護者側の有する期待を保護すべき程度に差が生ずる可能性もある。但し、期待された教育内容を全く生徒側が受けていない場合は、在学契約の一部が実施されていないと構成が可能となる反面、実施された教育内容が途中で中止ないし変更された場合は、当初の教育内容による教育効果と変更後の教育内容による教育効果との矛盾抵触関係が問題となりうるから、どちらの場合が学校側の損害賠償責任が認められやすくなるかは、必ずしも明らかでない部分がある。

加えて、教育内容が変更されるに際して学校側が保護者側に対して説明を行ったか否か、行われた説明が変更のどの段階におけるものであり、かつ、その説明の仕方が適切であったか否かも、変更された教育内容と別の次元で問題となりうる。これは、事実上、教育内容の変更の正統性を基礎づける手続上の側面であるとも考えることも不可能でない。

以上の議論を整理してみると、学校側による教育内容の変更が保護者側の期待を侵害したとされる場合としては、①当初の教育内容が在学契約の主要な内容を構成し、あるいは契約内容として明示されていた場合、②具体的な在学契約の内容として明示さ

れていないとしても、学校の設立目的や教育の基本理念として標榜されている内容に、正面から反するような変更が行われた場合、③変更の程度が著しく、当初の教育内容と変更後の教育内容とが事実上相反し、矛盾抵触すると評価される場合、④教育内容の変更について学校側が重要な事実を秘匿し、あるいは、教育内容が近く変更される予定であることを学校側が秘匿したことにより、保護者側の判断に錯誤が生じた場合、⑤教育内容の変更について学校側からの説明が必要となる事情が生じた場合において、学校側からの説明がなく、あるいは、著しく不十分ないしは不誠実な説明しかなされなかった場合、等が考えられることとなる。なお、これらの場合は、いずれも在学契約の存在を前提とする議論であるが、保護者側の教育内容に対する期待は、在学契約上合意された教育内容に対する期待に外ならないわけであるから、この局面において在学契約違反と保護者側の期待に対する侵害とは、事実上重なりあうものと考えて差し支えないように思われる。

3 そこで、以上の議論を本件の事実関係に対してあてはめてみると、①確かにYは、入学前の保護者向けの説明会等で、独自の道徳教育を具体的に標榜していたものの、これは、人格教育に重きを置くとするYの教育理念の具体的な実践の一部として位置づけられ、独立の契約内容を構成していたということはできない。②変更後の道徳教育の内容は、論語を題材としたり、生徒に講話内容を書き写させたりすることは中止されたものの、道徳教育それ自体が行われなくなったわけでない以上、教育内容の変更がYの設立目的あるいは基本的な教育理念に反しているということはない²⁾。また、③本件における教育内容の変更が、変更の前後において教育効果が事実上相反するとも、あるいは相互に矛盾抵触するということができない。さらに、④Xらの子が入学する時点で、道徳教育の内容が変更されることが予定されていたわけでない以上、Yが重要な事実を秘匿したことにより、Xらの判断に錯誤が生じたということもできない。

以上に対して、⑤本件における教育内容の変更は、変更前の教育内容を最も強力に推進していたC校長の解任に伴い行われたものであり、その解任の理由として挙げられていたものが、道徳教育の正統性を事実上基礎づけると考えられるC校長の金銭的不祥事であった以上、Yとしては、道徳教育内容の変更について、Xらを含む保護者に対し、十分な説明をする必要があったというべきであるところ、本件におけるYの説明会が紛糾し、Xらを含む保護者から相当の不信感や不満が噴出したことが、本件の解決としては問題となる。原審が、Xらの請求を一

部認容したことも、Xらにおける「学校選択の自由の侵害」というより、事実上「Yによる説明が不十分」であるという事実に起因するものと考えることが、十分可能であると思われる。しかしながら、上記のとおり、C校長が推進していた内容が在学契約の主要な内容として明記されていたわけではなく、教育内容の変更がYの設立目的や基本的な教育理念に反するわけでもない以上、本件におけるYとしては、説明によってXらを含む保護者との間で教育内容の変更について事実上の承諾等を取り付ける必要まではなく、数次において説明会を開催し、教育内容の具体的な変更点と、かかる変更がYの設立目的ないし基本的な教育理念に反しないことを説明すれば、損害賠償責任を免れてしかるべきものと考えられる。最高裁が、結論として本件におけるXらの損害賠償請求を認めなかったことも、Yによる説明が損害賠償責任を生じさせる程度に不十分ないし不誠実であったとは認めなかったものと解釈され、この結論は妥当であると思われる。

1) 本判決については、田中いよ奈・判タ別冊32号142頁(平成22年度主要判例解説)、西田隆裕・ジュリ1409号173頁、建部雅・ジュリ臨増1420号104頁(平成22年度重判)、久保野恵美子・法教別冊365号22頁(付録・判例セレクト2010 I)、和田真一・判評622号23頁(判時2090号185頁)、星野豊・月刊高校教育44巻10号76頁、松田貴文・六甲台論集(神戸大学大学院)56巻2号49頁、伊藤進・リマックス42号42頁、新井誠・東北学院法学69号45頁、中村肇・法セ666号120頁、小笠原奈菜・山形大学紀要:社会科学42巻1号25頁がある。なお、原審に対する評釈として、渡辺達徳・判評601号12頁(判時2027号174頁)、小島弘道・日本教育法学会年報38号158頁、山本由美・季教157号58頁が、第一審に対する評釈として、松葉佐隆之・判タ別冊22号104頁(平成19年度主要判例解説)、大津尚志・月刊高校教育40巻12号67頁がある。

2) Xらの請求が認められにくかった原因の一つは、Xらが支持した教育内容について、「論語に基づく道徳教育」という具体的な手法が議論の中心となったことが挙げられる。具体的な教育手法は、直ちに具体的な効果を生み出すものでなく、また、具体的な教育手法を理論的に分析しようとすると、実質的に同様の効果をもたらすことが期待できる代替手法が存在することが通常であるから、本件における「論語に基づく道徳教育」についても、その内容が論語それ自体の解釈を行うものでなく、論語に基づくC校長らの講話を逐一書き写すものと理解された結果、「論語に基づく」ことの意味や保護者の期待を説明することが、やや困難となったことは想像に難くない。実際、学校の評判や進学実績、それに対する保護者の期待は、種々の事情が総合された結果としてやや抽象的に生ずるものであり、具体的な個々の教育手法との間に教育効果との直接の因果関係が存在することは、宗教的価値観に直接関わるもの等、ごく例外的な局面に限られるものと考えざるを得ないからである。

(ほしの・ゆたか 筑波大学准教授)